⑶　試験地　次表に掲げる第１次試験を受験した都市に対応した第２次試験地で受験すること。
なお、第１次試験を受験した都市に対応した第２次試験地が２か所ある場合は、いずれかを第１次試験合格通知書で指定する。

第１次試験地	第２次試験地
東京都	さいたま市 東　京　都
大阪市	大　阪　市

8　英語試験　平成23年４月１日以後に受験したＴＯＥＦＬ（iBT）、ＴＯＥＩＣ（公開テストに限る。）、ＩＥＬＴＳ又は実用英語技能検定のいずれかの成績を有する受験者には、最終合格者決定の際に、その成績に応じて、総得点に15点又は25点を加算する。加算を求める場合には、第２次試験（人物試験）の際に成績を証する書面の原本を提示し、及びその写しを提出すること。

9　最終合格者発表　平成28年12月９日（金）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続
⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。
なお、受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、第１次試験の試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。
申込受付期間は、平成28年８月３日（水）９時から平成28年８月22日（月）までとし、平成28年８月22日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送又は持参による申込みは平成28年８月３日（水）及び平成28年８月４日（木）とし、郵送による申込みは同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）　（問　合　せ　先）

東 京 都　人事院関東事務局　〒330―9712　さいたま市中央区新都心１―１
大 阪 市　人事院近畿事務局　〒553―8513　大阪市福島区福島１―１―60

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

12　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

13　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、第１次試験を実施する試験地を管轄する人事院の地方事務局（それぞれの所在地は11⑴に掲げる。）に行うこと。
なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１―２―３）に行うこと。
⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
⑶　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人本間透の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成28年７月12日　福島地方法務局

国営南紀用水土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営南紀用水土地改良事業（国営施設応急対策）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年７月12日

農林水産大臣　森山　裕

1　縦覧に供すべき書類の名称
国営南紀用水土地改良事業計画書（国営施設応急対策）の写し

2　縦覧期間
平成28年７月13日から平成28年８月10日まで

3　縦覧場所
和歌山県田辺市及び日高郡みなべ町各事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年７月12日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成28年６月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東邦液化ガス株式会社　大路　弘　愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号　国土交通大臣許可（般―24）第22599号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年３月25日付けで建設業第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年７月12日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成28年６月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ミサワホーム東海株式会社　石川　幸彦　愛知県名古屋市中区新栄二丁目19番６号　国土交通大臣許可（特―26）第15521号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）